

たかやまっ子の健やかな成長を支援します！

## 子ども発達支援センターをご利用ください

子ども発達支援センター（本庁1階）では、妊娠期の母親から子どもが自立するまでのすべての子育て世代を包括的、かつ継続的に支援しています。また、各種支援機関と連携（㊦図参照）を図りながら総合的な子育て支援ができるように取り組んでいます。

今後も、子どもたちの健やかな成長のため、子どもや子育て世帯を応援します。子育てや家庭での困りごとや悩みごとがありましたら、まずはお気軽にお電話でご相談ください。

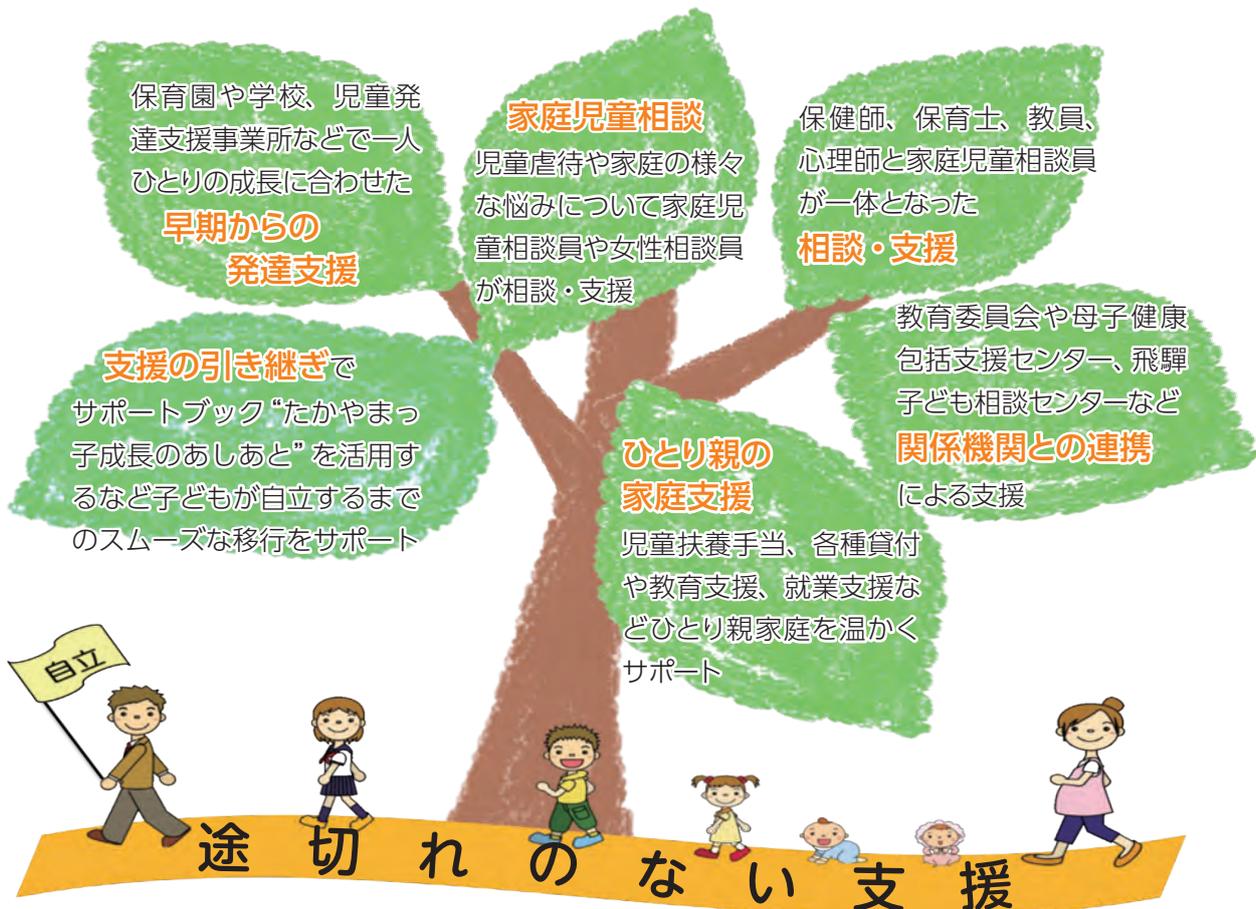
# たかやまっこ



子育て応援します✿

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

問合せ 子ども発達支援センター ☎ 35-3179



### ～障害基礎年金等を受給中の皆さんへ～ 児童扶養手当支給要件が一部緩和されます

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分(5月支払分)から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。

#### 【手当を受給するための手続き】

○児童扶養手当の認定を受けている方

⇒申請手続きは必要ありません

○児童扶養手当の認定を受けていない方

⇒申請手続きが必要です

6月30日(水)までに申請すると、令和3年3月分の手当から受給できます。必要書類などは状況により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 子育て支援金(第3子以降支給額)を見直します

市では、将来を担う児童の健全な育成を図ることを目的として、出生した子どもに対して子育て支援金を支給しております。令和3年4月1日以降の出生児から、**第3子以降の支給額については、「お祝い金」という性格上、一律の支給額にすることとし、これまでの20万円から第1子・2子と同額の10万円に見直すこととしました。**

保育園・幼稚園の利用料や副食(おかず・おやつなど)費用の第3子以降無料化などの支援も含め、子どもの成長に喜びと生きがいを感じることができるよう取り組んでまいります。なお、申請手続きなどの詳細は、対象となるご家庭に随時お知らせします。